

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

☐ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和3年 度住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	任意の1か 月で申し立 てる場合、 その年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又 は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
2		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
3		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
4		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
5		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		

- (記入上の注意)
- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
- ② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
- 〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	9 3 . 0 万円
配偶者・扶養親族（1名）を 扶養している場合	1 3 7 . 8 万円
配偶者・扶養親族（計2名）を 扶養している場合	1 6 8 . 0 万円
配偶者・扶養親族（計3名）を 扶養している場合	2 0 9 . 7 万円
配偶者・扶養親族（計4名）を 扶養している場合	2 4 9 . 7 万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1 9 0 . 0 万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1							
		円	円	円	円	円	円
2							
		円	円	円	円	円	円
3							
		円	円	円	円	円	円
4							
		円	円	円	円	円	円
5							
		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記して下さい。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円

②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円

③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円

④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円
- ⑨「事業収入等の経費」

①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください

②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
- ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

(65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額

: 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額

: 60万円超130万円未満 → 60万円

: 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

(65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額

: 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額

: 110万円超330万円未満 → 110万円

: 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
- ⑤年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)
- ⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉	
扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	3 8 . 0 万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	8 2 . 8 万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	1 1 0 . 8 万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	1 3 8 . 8 万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	1 6 6 . 8 万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1 3 5 . 0 万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

記入例

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

☒ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和3年度住民税課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	任意の1か 月で申し立 てる場合、 その年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1	〇〇 〇〇	1 人	☑課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和 3 年 8 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 120,000 円			1,440,000 円	1,560,000 円
	120,000 円					0 円	0 円			
2	〇〇 〇〇	0 人	□課税 ☑非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和 3 年 8 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 0 円			0 円	
	0 円					0 円	0 円			
3		人	課税 非課税 未申告	障害者控除 寡婦(夫)控除 ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
1	〇〇 〇〇	0 人	☑課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和 3 年 10 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 140,000 円			1,680,000 円	1,560,000 円
	円					140,000 円	円			
2		人	非課税 未申告	障害者控除 寡婦(夫)控除 ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
	円					円	円			

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
- ② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
<早見表>

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	190.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入 見込額 ⑦	給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩	年間所得 見込額 ⑪	非課税所得 限度額 ⑫
1							
		円	円	円	円	円	円
2							
		円	円	円	円	円	円
3	記載例①（収入で申請する場合、本欄の記入は不要）						
		円	円	円	円	円	円
4	〇〇 〇〇	1,680,000		700,000		980,000	1,010,000
	〇〇 〇〇	円	円	円	円	円	円
5	記載例②（所得で申請）						
		円	円	円	円	円	円

（記入上の注意）

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記して下さい。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円

②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円

③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円

④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円
- ⑨「事業収入等の経費」
- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください

②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
- ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- （65歳未満の方） 公的年金等収入分 → 控除額

： 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額

： 60万円超130万円未満 → 60万円

： 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

： 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

（65歳以上の方） 公的年金等収入分 → 控除額

： 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額

： 110万円超330万円未満 → 110万円

： 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

： 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
- ⑤年間所得見込額 ＝ ⑥年間収入見込額 － （ ⑧給与所得控除額 ＋ ⑨事業収入等の経費 ＋ ⑩公的年金等控除 ）
- ⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。
- ※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。

〈早見表〉	
扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

記入要領の例

【1】収入の減少がコロナウイルス感染症の影響である場合✓を記入して下さい。収入の減少がコロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

【3】この方が扶養する人数を(扶養控除等申告書等)に記載の人数を記載し、【4】下表から、この人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、【5】この額を⑦欄に記入して下さい。
【6】非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(2枚目は記載不要)

【7】記載例②の場合、非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請(2枚目を記入)

様式〇

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック(☑)してください。
☑ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

氏名 (フリガナ)	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和3年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	任意の1か月で申し立てる場合、その年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
					給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1 〇〇 〇〇	1	☑課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 3 年 8 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 120,000 円	0 円	0 円	1,440,000 円	1,560,000 円
2 〇〇 〇〇	0	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 3 年 8 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
3 〇〇 〇〇	人	☐課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 3 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円	円	円	円	円
1 〇〇 〇〇	0	☑課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 3 年 1 0 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 140,000 円	140,000 円	円	1,680,000 円	1,560,000 円
2	人	☐課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円	円	円	円	円

(記入上の注意)
① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

⑥ D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	1 0 0 . 0 万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1 5 6 . 0 万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	2 0 5 . 7 万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2 5 5 . 7 万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	3 0 5 . 7 万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2 0 4 . 3 万円

(生活保護基準の級地区分1級地の場合の例)
★各自治体の級別金額に修正してください

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

【一】収入により申請する場合は記入不要

【8】⑦欄の年間収入見込額を転記してください

【9】各欄に該当する控除額を記入して下さい

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください
年間所得見込額＝収入額－（⑧給与所得控除額＋⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金控除）

⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額	給与所得控除額	事業収入等の経費	公的年金等控除	年間所得見込額	非課税所得限度額
		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1	【一】						
2							
3							
4	記載例①（収入で申請する場合、本欄の記入は不要）						
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							

家族構成例	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	4 5 0 万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	1 0 1 . 0 万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	1 3 6 . 0 万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	1 7 1 . 0 万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	2 0 6 . 0 万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1 3 5 . 0 万円